

別表六(八)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(八)

平成二十七年・四・一以後終了事業年度分

御注意

この明細書は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、措置法第42条の4第3項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合には、別表六(内)を使用することになりますので、御注意ください。

特別試験研究費の額 (13の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一(三)「2」)	6	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(六)「3」又は(別表六(七)「3」)	2		当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	
同上的うち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(4)のうち少ない金額)	4		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「12の②」)	9	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	5		法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10	
特別試験研究費の額の明細					
措法第42条の4第3項各号 の該当号	特別試験研究の内容			特別試験研究費の額	
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">「10」欄</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合※</p> <p style="margin: 0;">① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第3項」</p> <p style="margin: 0;">② 「区分番号」欄：「00565」</p> <p style="margin: 0;">③ 「適用額」欄：「10」欄の金額</p> <p style="margin: 0;">※ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度</p> </div>				
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
第1号・第2号					
計					
同上的うち(11)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	14				

法 0301-0608